

農地を借りて耕作してみませんか

町では、農地の有効活用を目的として、農家ではない方が農地を借りて耕作できる制度の運用を平成30年度から開始しました。農地を借りて耕作したい方、これから農業を始めたい方について、貸借の申込みを受付します。

貸借は、解除条件付き利用権によるものとなります。町が、農用地利用集積計画を作成し、公告することにより、1年間農地を借りて耕作することができます。

解除条件付き利用権を設定するためには、農地所有者の承諾を得る必要があります。耕作場所を探している方には、農業委員会が農地を紹介します。

なお、農地は耕作以外の利用はできません。また、適切に利用されていないことが、確認された場合には、貸借の契約が解除され、利用できなくなります。

【対象者】 小川町在住の方で、次に該当する者を除く

- ・農家
- ・農地を所有している方またはその同一世帯の方

【対象農地】 小川町農業振興地域内で、土地改良区以外の農地

※小川地区・八和田地区については、不耕作地（保全管理地を含む）に限ります。

【利用面積】 100㎡以上1000㎡未満

【利用期間】 令和4年3月20日から令和5年3月19日までの1年間

期間終了後は、更新手続きにより、継続して利用することができます。

【賃借料】 農地所有者との話し合いにより決めてください。

【受付期間】 令和4年1月4日（火）から令和4年1月31日（月）まで

【受付方法】 農用地利用権設定等申出書を環境農林課または農業委員会事務局へ提出してください。

【利用までの流れ】

受付 令和4年1月4日（火）から令和4年1月31日（月）まで

↓

農業委員会総会での審議 令和4年2月25日（金）予定

↓

町による農地利用集積計画の公告 令和4年3月1日（火）予定

↓

利用開始 令和4年3月20日（日）から

○問合せ先 手続きに関する事 →環境農林課農林政策担当 内線245
農地に関する事 →農業委員会事務局 内線242